

沿岸広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年4月16日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市刈屋第23地割24番地6地先から第21地割9番地4地先 まで	新	B 36.0～19.0 m	m 720.0
	旧	A 12.0～5.0	724.0
		B 36.0～19.0	720.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成25年4月16日から同年5月16日まで